

GREEN×EXPO 2027 駐車場（自家用車、自動二輪車、障がい者等用、団体バス）予約サービス規約

GREEN×EXPO 2027 駐車場（自家用車、自動二輪車、障がい者等用、団体バス）予約サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「当協会」といいます。）が2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」といいます。）の利用者に提供する GREEN×EXPO 2027 駐車場（以下「駐車場」といいます。）の予約サービス（以下「予約サービス」といいます。）を利用する際に利用者が遵守すべき事項を定めたものです。

本規約の第1章（共通条項）では、予約方法から予約の変更・キャンセル、予約番号の管理等予約サービスに関する一般的事項が定められています。本規約の第2章（自家用車及び自動二輪車の利用に関する条項）では、利用者が北駐車場、西駐車場で自家用車及び自動二輪車を利用する際に遵守すべき事項が定められています。本規約の第3章（団体バスの利用に関する条項）では、利用者が北駐車場、西駐車場で団体バスを利用する際に遵守すべき事項が定められています。なお、P&R（パークアンドライド）駐車場を自家用車で利用する際に遵守すべき事項は、「GREEN×EXPO 2027 パーク＆ライド駐車場利用規約」に定めるところによります。

利用者は、予約サービスを申し込まれる前に本規約をご確認ください。利用者が予約サービスを利用して駐車場の予約を申し込まれたときは、利用者は本規約を適用されることを承諾したものとみなします。なお、予約サービスを提供するサイトを以下「予約サイト」といいます。

第1章（共通条項）

第1章（共通条項）では、利用者による予約方法、予約の変更・キャンセル、予約番号の管理、個人情報の取扱いその他予約サービスに関する一般的事項が定められています。

本規約において、「提携者」とは、当協会が駐車場の運営管理を委託する会社を指し、「運営者」とは、提携者、当協会が駐車場出入口やゲート周辺の車両誘導を委託する会社及び駐車場内の案内を委託する会社を指し、「管理者等」とは、当協会及び運営者を指します。

第1条（予約サービス）

1. 予約サービスは、駐車場の利用を、利用者がインターネットを通じて事前に予約するサービスをいいます。対象駐車場：北駐車場（自家用車、自動二輪車、障がい者等用、団体バス）、西駐車場（自家用車、団体バス）
2. 予約サービスを利用するためには予約サイトにおいて会員登録が必要です。
3. 駐車場を利用するためには、予約が必要であり、予約がない場合には、駐車場を利用することができません。
4. 予約希望日時において駐車場に空き枠がない場合、予約（仮予約を含む。）できません。
5. 利用者は、1回の予約で任意の日にちの車両1台分が予約できるものとし、団体バスを除き、同日に複数台の予約をすることはできません。

第2条（会員登録）

1. 利用者が予約サービス利用の会員登録をするためには、当協会が別途定める方法にて予約サービスに会員登録を申請する必要があります。
2. 当協会は、前項の登録申請を受け付けたときは、必要な審査・手続き等を行った上で登録の可否を判断し、相当と認める者を登録するものとします。
3. 会員登録を申請する者が下記のいずれかに該当する場合には、当協会は、登録を認めないことがあります。なお、当協会は、会員登録を認めなかった理由についての照会には、一切応じません。
 - (1) 本規約違反等の理由により、過去に会員資格の停止処分または抹消処分を受けたとき
 - (2) 第1項所定の会員登録申請にあたり虚偽の申告を行なったとき
 - (3) 第15条第2項第3号または第4号に該当するとき
 - (4) 予約サービスを提供することについて、当協会が適切ではないと判断したとき
 - (5) 上記各号のほか、当協会において、会員として登録するのが適当ではないと判断したとき
4. 登録を申請する者が前項第3号に該当すると具体的に疑われる場合には、当協会は、当該申請者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができます。

第3条（予約方法）

1. 利用者は、利用開始時刻までに予約サイトに 会員登録時に登録したメールアドレス及びパスワードを用いてログインし、利用日、入庫時間帯、駐車場を利用する車の車両ナンバー、乗車人数（団体バス予約時は不要）等の所定の事項を入力して予約する必要があります。なお、予約のキャンセルまたは駐車場の利用状況により駐車可能台数に空きが生じた場合には、随時追加の予約枠を開放することがあります。詳細は予約サイトに掲載する「予約・利用について」及び「よくある質問」をご覧ください。
2. 当協会は、取得した車両ナンバーを駐車場入庫時の予約認証、不正駐車や放置車両への対応等の駐車場運営管理のために使用します。
3. 利用者が予約サイト上で第1項に記載の事項を入力し送信したときに、予約または第4条に規定する仮予約が完了します。
4. 予約サービスの利用は無料です。ただし、利用料金の支払いなど決済を伴う本コンテンツ及び連携する外部コンテンツを利用した際に生じた費用は、すべて利用者負担となります。また、予約サービス利用のための通信料は、利用者負担となります。

第4条（仮予約）

1. 利用者が利用日の46日以上前に予約サービスを利用する場合には、正式の予約をすることができないため、利用者は、一旦仮予約をする必

要があります。

2. 仮予約を行った利用者は、次の期間内に仮予約を正式の予約に改める必要があります。正式の予約への変更は、予約サイト上から、第5条に定める料金の支払いを行うことにより行います。

(1) 団体バス予約の場合：利用日の 45 日前から 16 日前まで

(2) 自家用車・自動二輪車・障がい者等用の予約の場合：利用日の 45 日前から 31 日前まで

3. 利用者が前項に定める期間内に料金の支払を行わない場合には、仮予約は自動的にキャンセルとなりますので、再度予約サービスを利用して予約し直す必要があります。同期間満了3日前に、登録したメールアドレスに、正式の予約についてのリマインドメールが自動的に送られます。

第5条（利用料金、利用料金の支払い、領収証の発行）

1. 利用料金は、当協会が日本円で定めます。利用料金は税込で表示しています。

2. 利用者は、次の区分に応じて、利用料金を支払う必要があります。

(1) 利用日の 46 日以上前に仮予約を行った場合

利用者は、第4条第2項に定める期間内に正式予約に必要な料金の支払を行うものとします。

（団体バス：45 日前から 16 日前まで／団体バス以外：45 日前から 31 日前まで）

(2) 利用日の 45 日前以降に予約を行った場合

予約と同時に利用料金を支払うものとします。

3. 利用料金の支払いにはオンラインクレジットカード決済が必要です。なお、使用可能なクレジットカードは、当協会が予約サイト上において別途定めるものとします。

4. 利用者が駐車場を利用しなかった場合であっても、第7条所定のキャンセル処理を行わなかったときは、当協会は、利用料金の払戻しを行いません。

5. 利用者は、利用日翌日以降に予約サイトを利用して領収書をダウンロードすることができます。

第6条（予約番号の管理）

1. 予約番号は、利用者本人が管理責任を負うものとします。また、予約番号を第三者が使用したことによる損害は利用者が負担し、当協会は一切責任を負わないものとします。

2. 利用者は、予約サービス上の権利義務を第三者に貸与、譲渡、売買等することはできません。利用者が予約サービス上の権利義務を第三者に貸与、譲渡、売買等したことが判明した場合、当協会は、当該予約を抹消します。また、あわせて、事前の通知、催告なく利用者の会員資格の停止または取消を行うことができるものとします。

第7条（予約内容の変更・キャンセル）

1. 予約内容のうち、車両ナンバー、乗車人数（団体バス予約時は不要）に変更が生じた場合は、利用者は、利用日前日までに予約サイト上から、所定の方法により車両ナンバー、乗車人数（団体バス予約時は不要）の情報の変更処理を行う必要があります。

2. 予約内容のうち、予約日・入庫時間帯・車種・駐車場を変更する場合は、利用者は、予約サイト上から、所定の方法により一旦キャンセル処理を行い、再度新規予約を行ってください。

3. 予約をキャンセルする場合は、利用者は、予約サイト上から、所定の方法によりキャンセル処理を行う必要があります。なお、利用料金の返還を伴うキャンセル可能期間は、次のとおりとします。

(1) 団体バス予約の場合：利用日の 8 日前まで

(2) 自家用車・自動二輪車・障がい者等用の予約の場合：利用日の前日まで

4. 利用者が前項に定める期限内にキャンセル処理を行った場合に限り、当協会は、利用料金全額を利用者が予約時に指定したクレジットカードの引落口座を通じて払戻します。

第8条（禁止事項）

利用者は、予約サービスまたは予約サイトの利用にあたり以下の行為は禁止されます。なお、禁止行為に該当する行為を認めた場合には、当協会は、事前の通告なく予約の抹消、または、利用停止を行うことがあります。

(1) 本規約に違反する行為

(2) 法令等に違反する行為、違反する恐れのあるまたは違反を助長する行為

(3) 一般常識または公序良俗に反する行為

(4) 予約サイトを利用して、当協会、当協会及び提携者が委託するシステム提供者（以下「システム提供者」といいます。）、他の利用者、その他の第三者（利用者本人を除くこれらを総称して以下「他者」といいます。）の権利を侵害し、または他者の迷惑となるものの掲載、開示、提供または送信をする行為、その他予約サービスの障害となる一切の行為

(5) 他者の財産、名誉、信用、プライバシー、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為、侵害する恐れのあるまたは侵害を助長する行為

(6) 予約サイトのセキュリティホールやバグの利用、不正アクセスや人為的な負荷アクセスを発生させる行為、利用者による予約サイトへのアクセスまたは操作を妨害する行為

- (7) 他者の使用するソフトウェア、ハードウェア、通信回線その他の設備または機器等の機能を破壊、妨害し、またはその利用、運営に支障を与える一切の行為
- (8) 予約サービスの利用に関連して知り得た当協会または他の利用者の秘密情報、個人情報、履歴情報を、当協会または他の利用者の承諾なく収集、蓄積、開示、公開、改ざん、消去する行為
- (9) 他の利用者になりすまして予約サービスを利用する行為
- (10) 手段のいかに問わず、他者から予約番号、パスワード等を入手したり、他者にこれらを開示または提供したりする行為
- (11) 当協会のサーバー、ネットワークその他のシステム機能を破壊または妨害する行為
- (12) 予約サービス、当協会の配信する広告、当協会で作提供されているサービスまたは広告を妨害する行為
- (13) 予約サイトを利用して第三者を他のウェブサイトへ誘導する行為
- (14) 予約サービスを、当協会が企図する本来のサービス提供目的とは異なる目的で利用する行為（予約サービス以外の商業目的、無限連鎖講またはマルチ商法、またはそれに類するもの、その恐れがあるものを含むがこれに限らない）
- (15) 予約サイトの全部または一部について、その方法のいかに問わず、予約サービスの利用目的以外の利用、または転用、転売、複製、送信、翻訳、翻案、二次利用等を行う行為
- (16) 予約サービスまたは予約サイトの運営または利用に支障を与える行為
- (17) 前各号の他、当協会が不適切と判断した行為

第 9 条（損害賠償）

1. 利用者が予約サービスの利用にあたり本規約に違反し、当協会または第三者に損害を与えた場合には、利用者は、その損害を賠償しなければなりません。
2. 本規約のその他規定にかかわらず、当協会の責に帰すべき事由によって利用者に対して損害を生じさせた場合、当協会の故意又は重過失による場合を除き、当協会の責任の範囲は、利用者に直接生じた通常損害の範囲であって、かつ、予約サービスを通じて利用者と当協会との間で成立した契約における利用料金の金額を上限とします。

第 10 条（不可抗力事由による免責）

当協会およびシステム提供者は、いずれの責に帰すべき事由にもよらない、天災、事故、盗難、車両もしくは機器の故障または不具合、駐車場のき損、他の利用者に起因する出庫遅延、固定電話、携帯電話若しくはインターネット接続等の電気通信事業における通信障害、予約サービスの運営に供されるシステムの故障または不具合により予約サービスを提供できなくなった場合には、利用者に損害が生じていても賠償責任を負わないものとします。

第 11 条（利用の停止）

当協会またはシステム提供者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく一時的に予約サービスを中止することができるものとします。

- (1) 予約サービスに係る、通信設備、システム、ソフトウェア等の保守または修理等を行うとき
- (2) 火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波などの天災地変、または通信障害、システム障害等が発生したとき
- (3) 戦争、変乱、暴動、騒乱等が発生したとき
- (4) システムに負荷が集中した場合、またはセキュリティ上の問題があると当協会が判断したとき
- (5) その他、運用上または技術上、当協会が予約サービスの一時的な中断が必要と判断したとき

第 12 条（中止・変更）

1. 当協会は、次のいずれかの事由が生じた場合には、博覧会を一定期間中止し、または開催期間を変更することがあります。また、期間中においても運営時間を変更または中止することがあります。
 - (1) 天災地変、戦争、テロ、火災、感染症のまん延その他不可抗力により博覧会の運営が困難になったとき
 - (2) 行政庁からの中止の要請その他の行政指導、停電（計画停電を含みます。）、交通機関の運休その他当協会の責に帰さない事由により博覧会の運営が困難になったとき
 - (3) 当協会が博覧会の運営が困難であると判断したとき
2. 当協会が前項に基づき博覧会を一定期間中止または開催期間を変更する場合には、利用者は、第 7 条第 2 項および第 3 項に規定する予約内容の変更またはキャンセルを行ってください。
3. 利用者が前項に基づくキャンセルを行うことなく第 7 条第 3 項に規定するキャンセル期限が経過したときは、当協会は、駐車場の予約料金の払戻しを行いません。ただし、当協会の責めに帰すべき事由による中止その他当協会が払戻しを認める場合には、払戻しを行うことがあります。

第 13 条（通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責）

1. 当協会またはシステム提供者は、利用者への事前の通知または利用者の承諾を得ることなく、当協会またはシステム提供者の裁量により予約サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、または使用を終了することができます。
2. 当協会またはシステム提供者は、当協会またはシステム提供者のホームページ、サーバー、ドメイン等から利用者に送られるメール、コン

テンツ等にコンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

第 14 条（個人情報の取得及び利用）

1. 当サービスにおける個人情報保護に対する取り組みについては、当協会のプライバシーポリシー (<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>)、提携者ホームページ (<https://www.times24.co.jp/>) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」（以下総称して「個人情報保護方針等」といいます。）に定めるものとします。なお、本規約と個人情報保護方針等の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、「個人情報保護方針等」の内容が優先するものとします。
2. 当協会は、安全及びセキュリティ上の理由から、利用者から提供された個人情報を警察などに提供する場合があります。
3. 当協会は、利用者の車両ナンバー、駐車場内及びその周辺（以下「車両情報等」といいます。）を、次のとおり取得、管理、利用し、消去します。
 - (1) 当協会は、ビデオ・カメラ等により車両情報等を撮影し、入庫の認証、入出庫の管理、不正駐車や放置車両の対応等の駐車場運営管理のために利用します。当協会が取得した車両情報等は、一定期間保管し、保存期間終了後は、すみやかに消去します。
 - (2) 当協会は、車両情報等を、(1) に基づく利用の他、提携者が運営管理をしている駐車場付帯施設等における犯罪予防、迷惑行為防止、従業員等の安全確保のために利用することがあります。
 - (3) 当協会が取得した情報に個人情報が含まれる場合は、次に掲げる場合を除き、当協会は、当該情報を第三者に提供しません。
 - ① 本項 (2) の目的達成のために駐車場付帯施設等へ提供する場合
 - ② 本人（利用者）の同意を得ている場合
 - ③ 法令に基づく場合
 - ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑥ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合
 - ⑧ 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合
4. 当協会は、利用者が会員登録時または予約サービスの利用に際して登録した氏名、メールアドレス、電話番号、車両ナンバーその他の会員情報について、予約サービスの提供、予約内容の管理、利用者への連絡、本人確認、問い合わせ対応その他予約サービスの運営管理に必要な範囲で取得、利用及び管理します。

利用者が退会した場合、当協会は、当該会員情報について、次の各号に定める時期までに削除します。ただし、法令により保存が義務付けられる情報、決済・返金・問い合わせ対応その他予約サービスの運営管理上必要な情報については、本サービス終了後もシステム提供者との契約が終了する 2027 年 12 月までを最終期限として保存することがあります。

 - (1) 自家用車、自動二輪車及び障がい者等用の予約サービスに係る会員情報：利用者が予約サイト上で退会手続を完了した時点
 - (2) 団体バスの予約サービスに係る会員情報：利用者から退会または削除に関する問い合わせを受け付けた日から 1 か月以内

第 15 条（退会、会員資格の取消）

1. 利用者は、本サービスの退会を希望する場合、速やかに当協会所定の方法により、当協会に対して退会を届け出るものとします。
2. 利用者が下記の各号のいずれかに該当すると当協会が判断した場合には、当協会は、事前の通知、催告なしに会員資格の停止または取消を行うことがあります。会員資格を取り消された場合、利用者は、当協会及び提携者に対する会員登録に基づく権利を喪失し、予約サービスが利用できなくなります。
 - (1) 会員登録の内容に虚偽の事実があることが判明したとき
 - (2) 本規約に違反したとき
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当した場合、または次の①から⑤までのいずれかに該当することが認められた場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をしたことが認められた場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為

⑤ その他前記①から④に準ずる行為

3. 本サービスは博覧会の終了をもって終了するものとし、利用者は会期終了日に自動的に退会となります。

4. 本サービス終了後、当協会は、前条第4項ただし書に基づき保存している情報を含め、本サービスに保存された情報を、システム提供者との契約が終了する2027年12月までに削除します。

第16条（規約の変更）

1. 当協会は、本規約を変更する必要があると判断したときは、変更内容を当協会ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で利用者に告知することにより本規約を変更するものとします。
2. 前項に基づく本規約の変更は、当協会ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より効力が生じるものとします。
3. 変更後に本駐車場を利用した場合、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第17条（準拠法）

1. 本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。
2. 当協会は、本規約を日本語で制定します。当協会は本規約の他言語への翻訳版をWebサイトを通じて利用者に提供することがありますが、本規約の日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版が優先します。

第18条（管轄裁判所）

本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章（自家用車及び自動二輪車の利用に関する条項）

第2章（自家用車及び自動二輪車の利用に関する条項）では、利用者が予約サービスを利用して実際に北駐車場、西駐車場で自家用車、自動二輪車（以下「自家用車等」といいます。）を利用する際に遵守すべき事項が定められています。

第19条（駐車場の種類等）

予約サービスの対象となる自家用車等用の駐車場は、次の駐車場をいいます。駐車場を利用するためには、事前予約が必要であり、事前予約がない場合には、駐車場を利用することができません。

- (1) 北駐車場（自家用車、自動二輪車、障がい者等用）
- (2) 西駐車場（自家用車）

第20条（駐車スペースの提供）

1. 駐車場は、利用者が博覧会に入場するために提供することを目的としており、それ以外の目的で利用することはできません。
2. 当協会は、当協会の承諾なく駐車場内において営業行為を行うことは禁止します。
3. 利用者は、事前に予約した自家用車等と異なる自家用車等を駐車することはできません。運営者の係員（以下「係員」といいます。）の指示に従い速やかに指定出口より出庫ください。

第21条（免責）

1. 管理者等は、駐車場内における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については、管理者等の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。
2. 管理者等は、駐車場の利用者が駐車場の他の利用者もしくは第三者の行為または駐車場内に存在する車両またはその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した損害については、管理者等の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。

第22条（駐車時間）

北駐車場および西駐車場は、8時30分から同日の22時30分までを駐車時間とします。利用者は、8時30分以前、または、駐車日の22時30分を超えて駐車しないでください。但し、管理者等に事前に承認を受けている場合、または駐車場にこれと異なる駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

第23条（駐車することができる自家用車等）

1. 駐車場内に駐車することができる自家用車等は以下の要件を満たすものに限ります。
自家用車：軽自動車、普通自動車（車両全長5.4m以下、車両全幅2.5m以下、乗車定員10人以下）、三輪自動車、側車付自動二輪車
自動二輪車：自動二輪車（側車付を除く）、原動機付自転車
2. 前項の規格を満たす自家用車等であっても、利用者は、下記に該当する車両を駐車することができません。

- (1) 最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
 - (2) オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
 - (3) エアロパーツ装着車両等、入出庫障害を起こすおそれのある車両。
 - (4) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - (5) 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 - (6) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - (7) 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - (8) 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 - (9) 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - (10) 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
 - (11) 拡声機または来場者に著しく迷惑となるような音量で音楽等を流す機器を積載した車両。
3. 前二項の規定の適用に際しては、自家用車等の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて管理者等が判断するものとします。
4. 第 1 項の規格を満たさない車両のほか、自転車を駐輪することができません。但し、駐車場に特に自転車の駐輪を認める旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。
5. 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐車はお断りします。
6. 障がい者等用駐車場を利用できる車両は、GREEN×EXPO 2027 特別割引券対象者及び車いす利用者が乗車する車両であり、予約サイトより取得したマークを車のダッシュボードに提示した車両に限ります。なお、当協会及び提携者が現地にて利用対象車両であることを証する書類等の確認を行う場合があります。
7. 北駐車場のおもいやり駐車区画に駐車する場合は、自治体が発行するパーキングパーミット等を提示するなど、利用当日に駐車場で係員に利用希望を伝える必要があります。
8. 車両全長が 5 m を超える普通自動車については、管理者等が駐車スペースを指定する場合があります。

第 24 条（駐車方法）

1. 駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法または係員の指示に従い、指定された駐車スペース内に駐車してください。
2. 予約した入庫時間帯前等に周辺道路等駐車場で「入庫待ち」をしないでください。
3. 駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。但し、管理者等が別途承諾する場合は、この限りではありません。

第 25 条（禁止行為）

1. 当協会は、利用者が次の行為をすることを禁止します。
 - (1) 駐車場の使用に伴い、法令または都道府県市区町村の条例等により禁止または制限されている行為をすること。
 - (2) 駐車場内において物品を放置し、工作物を設置し、または現状に変更を加えること。
 - (3) 正規の駐車スペース以外に駐車すること。
 - (4) 駐車場内での喫煙、騒音等、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。
 - (5) 駐車場内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。
 - (6) 管理者等に対して妥当性を欠く要求をすること、または社会通念上不相当な言動（提携者及び管理者等またはその従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない）をとること。
 - (7) 管理者等に著しく迷惑を掛ける行為または管理者等の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 管理者等は、利用者が前項第 6 号または第 7 号に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、電話、電子メールまたは書面等一切の対応をお断りすることがあります。

第 26 条（不正駐車）

駐車場の利用者が事前の予約なしで自家用車等を駐車スペースへ駐車したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、第 22 条に反し管理者等の承認なく駐車時間を超えて駐車したとき、並びに管理者等が不正な駐車方法と認めたとき、当協会は、利用者に対し、利用料金のほか損害金および下記処分に係る費用を請求することがあります。また、当該車両を発見した場合には、管理者等は移動その他の処分をすることができるものとします。

第 27 条（利用者の賠償責任）

利用者が本規約、駐車場内に管理者等が掲出した規定等に違反しまたは故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損し、駐車場に損害を与えた場合には、管理者等は、利用者に対し、被った損害（駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償請求します。

第 28 条（砂利舗装に関する注意事項）

本駐車場は砂利又は碎石による舗装部分を含みます。利用者は、砂利・小石の飛散、跳ね上げ、タイヤへの噛み込み、雨天時のぬかるみ、轍、

凹凸等が生じ得ることを理解した上で利用するものとします。利用者は、駐車場内を徐行せねばならず、急発進、急加速、急停止、空ぶかし、急ハンドルその他砂利・小石を飛散させるおそれのある運転をしてはなりません。

第 29 条（砂利・飛び石等による損傷の免責）

管理者等は、管理者の故意又は重大な過失による場合を除き、利用者又は第三者の車両走行、入出庫、歩行その他駐車場の通常利用に伴い発生した砂利・小石・飛来物等の飛散、跳ね上げ又は接触による車両の傷、塗装剥がれ、フロントガラス・窓ガラスの傷又はひび、ホイール・タイヤ・下回りの損傷、その他車両又は積載物に生じた損害について責任を負いません。

第 3 章（団体バスの利用に関する条項）

第 3 章（団体バスの利用に関する条項）では、予約サービスを利用して実際に北駐車場、西駐車場で団体バスを利用する際に遵守すべき事項について定めています。

第 30 条（第 2 章の準用）

利用する際の遵守事項として、第 2 章のうち、第 19 条（駐車場の種類等）、第 21 条（免責）、第 23 条（駐車することができる自家用車等）及び第 24 条（駐車方法）を除いた全ての規定を準用します。

第 31 条（駐車場の種類等）

予約サービスの対象となる団体バス用の駐車場は、次の駐車場をいいます。駐車場を利用するためには、予約が必要であり、予約がない場合には、駐車場を利用することができません。

- （1）北駐車場（団体バス）、西駐車場（団体バス）

第 32 条（免責）

1. 管理者等は、駐車場における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については、駐車場等管理者等の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。
2. 管理者等は、バス利用の乗客、駐車場の他の利用者もしくは第三者の行為または駐車場内に存在する車両またはその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した損害については、管理者等の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。

第 33 条（駐車場を利用することができる団体バス）

1. 駐車場内に駐車することができる団体バスは以下の要件を満たすものに限りします。
中型自動車・大型自動車・特殊自動車（車両全長 12.0m 以下、車両全幅 2.5m 以下）
2. 前項の規格を満たす車両であっても、利用者は、下記に該当する車両を駐車することができません。
 - （1）無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - （2）自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 - （3）自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - （4）仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - （5）付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 - （6）大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - （7）危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
 - （8）拡声機または来場者に著しく迷惑となるような音量で音楽等を流す機器を積載した車両。
3. 前二項の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて管理者等が判断するものとします。
4. 第 1 項の規格を満たさない車両のほか、第 2 章に規定する自家用車等、原動機付、足踏、小型特殊自動車、及び乗客の運搬を伴わない自動車を駐車することができません。但し、駐車場に、特に利用することができる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。
5. 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りします。
6. 車両の構造上、通常の団体バス駐車スペースでの乗降が困難な車いす積載のリフト付きバスは、予約サイトで案内する車いすリフト付バス等乗降場所予約システムで事前に乗降場所および利用時間を予約する必要があります。

第 34 条（駐車場利用方法）

1. 駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法または係員の指示に従い、指定された駐車スペース内に駐車してください。
2. 予約サイトより取得した予約証を紛失したときは、駐車場のご利用をお断りさせていただくことがあります。
3. 駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。但し、管理者等が別途承諾する場合は、この限りではありません。
4. 駐車場における再入庫は、1 回の利用につき 1 回までとします。
5. 前項に違反した場合、管理者等は当該利用者の以後の駐車場の利用をお断りし、また、予約取消その他必要な措置を講じることができるも

のとします。

制定日：2026 年 8 月 3 日

改定日：2026 年 9 月 14 日

GREEN×EXPO2027 パーク＆ライド駐車場利用規約

第1条（目的）

本規約は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「当協会」といいます。）が2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」といいます。）の利用者に提供するGREEN×EXPO2027 パーク＆ライド駐車場（以下「本駐車場」といいます。）を利用する際に、利用者が遵守すべき事項を定めたものです。なお、本規約において、「当協会等」とは、当協会、本駐車場の設置施設の管理者および本駐車場の運営に関与する事業者をいい、「係員」とは、本駐車場の運営、誘導、案内その他管理業務に従事する者をいいます。

第2条（本駐車場）

- 当協会は、次の施設の一部を借り受け、本駐車場として運営します。
 - イオンモール大和駐車場（屋上階）
（以下「大和（イオンモール）P&R 駐車場」といいます。）
 - イトーヨーカドー大和鶴間店駐車場（屋上階）
（以下「大和（イトーヨーカドー）P&R 駐車場」といいます。）
 - 相模原市営相模大野立体駐車場（屋上階、および5階の一部）
（以下「相模大野 P&R 駐車場」といいます。）
- 前項第1号と第2号の施設をあわせて「大和 P&R 駐車場」といいます。

第3条（駐車スペースの提供）

- 本駐車場は、利用者が博覧会に入場するために提供することを目的としており、それ以外の目的で利用することはできません。
- 利用者は、本駐車場内において営業行為を行うことはできません。
- 利用者は、事前に予約した自家用車と異なる自家用車を駐車することはできません。
- 利用者は、前条記載の駐車場所へ係員の指示に従い駐車するものとしますが、施設の不備・特段の事情がある場合については本駐車場以外の指定場所に係員の指示により駐車いただく場合があります。

第4条（事前予約）

- 本駐車場を利用するためには、当協会所定の方法による事前予約が必要となります。
- 前項の予約については、「GREEN×EXPO 2027 駐車場(自家用車、自動二輪車、障がい者等用、団体バス)予約サービス規約第1章（共通条項）」の定めるところによります。

第5条（利用可能車両）

- 本駐車場を利用できる車両は、次の要件を満たす四輪の自家用車に限ります。

場所	全長	全幅	全高	車両重量
大和（イオンモール）P&R 駐車場	5.0m以内	1.9m以下	2.2m以下	2 t 以内
大和（イトーヨーカドー）P&R 駐車場	5.0m以内	1.9m以下	2.2m以下	2 t 以内
相模大野 P&R 駐車場	5.3m以内	2.05m以下	2.0m以下	2.5 t 以内

- 前項の規格を満たす自家用車であっても、利用者は、下記に該当する車両を駐車することができません。
 - エアロパーツ装着車両等、入出庫障害を起こすおそれのある車両。
 - 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 - 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号の確認が困難な車両。
 - 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 - 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 - 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 - 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 - 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
 - 拡声機または来場者に著しく迷惑となるような音量で音楽等を流す機器を積載した車両。
- 前二項の規定の適用に際しては、自家用車の付属装着物および積載物、乗員等を含めて当協会等のいずれかが判断するものとします。
- 二輪車、自転車、原動機付自転車、その他第一項の要件を満たさない車両は利用できません。
- 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐車はお断りします。

第6条（利用料金および利用可能時間）

- 利用者は、当協会が別に定める利用料金を支払うものとします。
- 利用料金には、駐車料金、及びパーク＆ライド利用者用シャトルバスの利用料金を含みます。
- 支払方法は、当協会が別に定める方法によるものとします。
- 利用可能時間は、次のとおりとなります。

場所	利用可能時間
大和（イオンモール）P&R 駐車場	8 時 30 分から 23 時 00 分まで
大和（イトーヨーカドー）P&R 駐車場	9 時 00 分から 21 時 00 分まで
相模大野 P&R 駐車場	8 時 30 分から 23 時 00 分まで

5. 利用にあたっては、各駐車場の予約日の利用可能時間以降は駐車できません。

第 7 条（駐車方法）

1. 利用者は、本駐車場内に掲出された方法または係員の指示に従い、指定された駐車スペース内に駐車してください。
2. 予約した入庫時間帯前等に周辺道路等本駐車場外で「入庫待ち」をしないでください。
3. 本駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当協会が別途承諾する場合は、この限りではありません。
4. 前項までに掲げるもののほか、本駐車場の利用者は、本駐車場の設置施設の管理規則を遵守するとともに、係員の指示に従うものとします。

第 8 条（禁止行為）

1. 当協会は、利用者が次の行為をすることを禁止します。
 - (1) 本駐車場の使用に伴い、法令または都道府県市区町村の条例等により禁止または制限されている行為をすること。
 - (2) 本駐車場内において物品を放置し、工作物を設置し、または現状に変更を加えること。
 - (3) 正規の駐車スペース以外に駐車すること。
 - (4) 本駐車場内での喫煙、騒音等、近隣住民等に迷惑をかける行為をすること。
 - (5) 本駐車場内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。
 - (6) 当協会等に対して妥当性を欠く要求をすること、または社会通念上不相当な言動（当協会等またはその従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない）をとること。
 - (7) 当協会等に著しく迷惑を掛ける行為または当協会等の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 当協会等は、利用者が前項（6）または（7）に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、電話、電子メールまたは書面等一切の対応をお断りすることがあります。

第 9 条（不正駐車）

本駐車場の利用者が事前の予約なしで自家用車を駐車スペースへ駐車したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、当協会等の承認なく駐車時間を超えて駐車したとき、ならびに当協会等が不正な駐車方法と認めたとき、当協会等は、利用者に対し、利用料金のほか損害金および下記処分に係る費用を請求することがあります。また、当該車両を発見した場合には、移動その他の処分をすることができるものとします。

第 10 条（利用者の賠償責任）

利用者が本規約、および駐車場内に当協会等が掲出した利用規約等に違反したまたは故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損し、駐車場に損害を与えた場合には、当協会等は、利用者に対し、被った損害（駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償請求します。

第 11 条（本駐車場利用に伴う歩行者通路）

1. 本駐車場のうち、大和 P&R 駐車場においては、イオンモール大和の一階から屋上駐車場までの歩行者通路は 8 時 00 分から 23 時 00 分まで、イトーヨーカドー大和鶴間店の一階から屋上駐車場までの歩行者通路は 9 時 00 分から 21 時 00 分まで通行が可能です。それ以外の時間は閉鎖されます。
2. 出庫する利用者は、本駐車場の利用可能時間および歩行者通路の閉鎖時刻までに駐車場に到着しなければなりません。

第 12 条（利用制限および中止）

本駐車場の施設管理者等の都合、施設工事、事故、災害その他やむを得ない事由により、当協会は本駐車場の利用を制限し、または中止することがあります。

第 13 条（免責）

1. 本契約は駐車場所の提供契約であり、車両保管契約ではありません。当協会は利用者の車両について保管責任を負いません。
2. 当協会は、駐車場内における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については、協会の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。
3. 当協会は、本駐車場の利用者が駐車場の他の利用者もしくは第三者の行為または駐車場内に存在する車両またはその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した損害については、当協会の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。

第 14 条（シャトルバス）

1. GREEN×EXPO 2027 会場ターミナルから本駐車場への帰路のシャトルバスを利用する場合は、事前予約が必要となります。

2. シャトルバスの予約、変更および取消しについては、当協会が別に定めるところによります。
3. 本規約に定める事項のほか、パーク＆ライド利用者用シャトルバスについては、シャトルバスを運行する各運行事業者の貸切旅客自動車運送事業運送約款の規定を準用します。

第 15 条（忘れ物および遺失物）

1. 利用者は、車内、駐車場、シャトルバス車内その他本サービスに関連する施設内において、自己の責任で手荷物その他の物品を管理するものとします。
2. 当協会は、利用者の忘れ物または遺失物について保管義務を負いません。
3. 当協会等が忘れ物若しくは遺失物を発見した場合は、遺失物法その他関係法令に従い必要な措置を行うことがあります。
4. シャトルバス車内で発見された忘れ物については、当協会等が回収・管理します。
5. 生鮮食品、飲料その他保管が困難な物品または衛生上もしくは安全上支障がある物品については、利用者への事前通知なく処分することがあります。
6. 忘れ物または遺失物の返還に要する費用は利用者の負担とします。
7. 当協会等は、それぞれの管理区域外で発生した忘れ物または遺失物について保管責任を負いません。

第 16 条（利用停止）

当協会は、利用者が本規約に違反した場合、事前の通知なく利用を停止し、または予約を取り消すことができます。

第 17 条（規約の変更）

1. 当協会は、本規約を変更する必要があると判断したときは、変更内容を当協会ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で利用者に告知することにより本規約を変更するものとします。
2. 前項に基づく本規約の変更は、当協会ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より効力が生じるものとします。
3. 変更後に本駐車場を利用した場合、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第 18 条（準拠法）

1. 本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。
2. 当協会は、本規約を日本語で制定します。当協会は本規約の他言語への翻訳版を Web サイトを通じて利用者に提供することがありますが、本規約の日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版を優先します。

第 19 条（管轄裁判所）

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。